

【商品概要説明書】

横浜信用金庫

定期積金（スーパー積金）

（令和6年4月1日現在）

1. 商品名	定期積金（スーパー積金）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・6か月以上5年以下
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・毎月一定の掛込金額を、一定期間掛込む。 ・1,000円以上1,000万円以下 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・固定金利 契約時の店頭表示の利率（年利回り）を満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息等には復興特別所得税が課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （なお、マル優は利用できません。） ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×40%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。）
11. 金利情報の 入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けのデジタルサイネージ（大型液晶ディスプレイ）または窓口へご照会ください。
12. リスクに関 する事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。）

定期積金（スーパー積金）

このまちの未来をともにつくる



<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-828-833）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045-211-7716）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延した期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。

定期積金（スーパー積金）

このまちの未来をともにつくる

